第百八条を次のように改める。

第百八条　削除

第百二十七条第一項中「一人」の下に「（北海道・東北支所及び沖縄支所にあっては、調整指導官一人）」を加える。

第百五十九条第二項第七号中「総務課」の下に「及び消費・安全部」を加える。

第百六十二条に次の一号を加える。

十二　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

第百七十八条に次の一号を加える。

六　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

第百九十七条の見出し及び同条第四項中「地理的表示専門官」を「地理的表示監視官」に改め、同条第五項中「地理的表示専門官」を「地理的表示監視官」に、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章」に改める。

第二百三条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二百七条中「土地改良事業のうち区画整理、干拓及び農用地の造成の事業並びに農業用道路の整備を行う事業に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　土地改良事業のうち区画整理、干拓及び農用地の造成の事業並びに農業用道路の整備を行う事業に関すること。

二　土地改良事業に係る営農計画の実施に関する指導に関すること。

第二百十四条第一項及び第二百二十一条第一項中「東北農政局」の下に「及び九州農政局」を加える。

第二百五十七条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（大和紀伊平野農業水利事務所）」を付し、同条第一項中「及び第二十津川紀の川農業水利事業」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「五課及び紀伊平野農業水利事業建設所」を「四課」に改め、「管理調整官一人、企画官一人」及び「管理課」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「及び第二十津川紀の川農業水利事業」を削り、「補償に関する事務」の下に「並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務」を加え、「管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項及び第九項を削り、第十項を第五項とする。

第二百五十七条の三及び第二百五十七条の四を削る。

第二百五十八条第四項中「一人、管理調整官一人」を削り、「一人及び技術専門官二人」を「及び技術専門官それぞれ一人」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第二百六十三条第四項中「五人」を「四人」に改める。

第二百六十六条第一項中「工事課」の下に「及び技術専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十六条の二第一項中「工事課」の下に「及び技術専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十五条第十三項中「及び宮川支所」を「、宮川支所及び長良川支所」に改める。

第二百八十条第十一項中「、吉井川支所」を削る。

第二百八十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（北部九州土地改良調査管理事務所）」を付し、同条第四項中「六課」の下に「及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　筑後川下流福岡農業水利事業建設所は、筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

第二百八十二条の次に次の一条を加える。

第二百八十二条の二　筑後川下流福岡農業水利事業建設所に、工事課を置く。

2　工事課は、筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

第二百八十九条第七号中「こと。」の下に「消費・安全部及び」を加える。

第二百九十一条に次の一号を加える。

九　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

第三百四条の二の見出し及び同条第一項中「地理的表示専門官」を「地理的表示監視官」に改め、同条第四項中「地理的表示専門官」を「地理的表示監視官」に、「特定農林水産物等の名称の保護」を「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章」に改める。

第三百九条に次の一号を加える。

三　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

第四百五十三条第一項中「及び流域保全治山対策専門官一人を置く」を「、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く」に改める。

第五百三十六条の見出し中「首席漁業監督指導官」の下に「、次席漁業監督指導官」を加え、同条第一項中「三十六人」を「三十三人」に改め、「首席漁業監督指導官一人」の下に「、次席漁業監督指導官三人」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　次席漁業監督指導官は、命を受けて、第七項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、首席漁業監督指導官を補佐する。

附則第六項の前の見出し及び同項を削り、附則第七項を附則第六項とし、同項の前に見出しとして「（生産専門官等の設置期間の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

7　九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第八項中「第百九十九条第二項」を「第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第三十八条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項」に改め、「福島復旧復興対策官」の下に「、第二百十三条第三項の農村復興指導官」を、「放射性物質対策調整官」の下に「、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項を附則第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　九州農政局に置かれる第二百十四条第一項の土地改良指導官のうち一人及び第二百二十一条第一項の災害対策室は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第七項の次に次の一項を加える。

8　第五十条第一項の企画官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一名古屋植物防疫所伏木富山支所金沢出張所の項中「金沢出張所」を「小松空港出張所」に、「金沢市」を「小松市」に改め、同表名古屋植物防疫所清水支所豊橋出張所の項中「豊橋出張所」を「静岡空港出張所」に、「豊橋市」を「牧之原市」に改め、同表神戸植物防疫所広島支所浜田出張所の項を削る。